

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う関係告示（こども家庭庁関係）の一部改正等に関する
意見募集の結果について

令和6年3月15日
こども家庭庁支援局障害児支援課

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う関係告示（こども家庭庁関係）の一部改正等について、令和6年2月6日（火）から同年3月6日（水）まで御意見を募集したところ、計477件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方について、別紙のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

取りまとめの都合上、いただいた御意見は、適宜要約しております。また、パブリックコメントの対象となる事項についてのみ考え方を示させていただきます。

御意見をお寄せいただきました皆様に御礼申し上げます。

なお、上記のとおり計477件の御意見をいただいたところですが、いただいた御意見の中には同内容又は類似の御意見も含まれること、意見募集の開始当初から数多くの意見をいただいております。それらの御意見について十分な時間をかけて考慮したこと、令和6年4月1日からの円滑な施行に向け速やかに告示を制定する必要があること等を踏まえ、本日3月15日付けで本告示を制定することといたしました。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対する こども家庭庁の考え方
障害福祉サービスの横断的事項について		
<身体拘束廃止未実施減について>		
1	簡単な制止なども身体拘束とするか判断基準が難しい例が多いため、児童の身体拘束の範囲を示した資料が少なく、好事例を示すべき。	御意見として承り、今後の施策の参考とさせていただきます。
<業務継続計画未策定減算について>		
2	BCP 策定は理解しているが、このように計画だけでは絵に描いた餅ではないか。1月1日の能登半島地震時の後、BPC 策定していた事業所は機能したのか。同時に自治体は機能したのか。報道を見る以上できていないように考えるが。策定の義務までは理解できるが、減算まで行うのであれば、今回の災害場所での、しっかりとした実態を調査し、検証してから行うべきではないか。	御意見として承り、今後の施策の参考とさせていただきます。
3	非常時における早期の業務再開について、施設系サービスと訪問系サービスで、同等レベルの業務再開を求めるのは難しいのではないかと。例えば、保育所等訪問支援事業については、訪問先である保育所や学校が再開しない限り、事業を再開することができないのであって、早期の業務再開そのものが望ましいとは必ずしも言えないと思われる。そうした事業の実態に応じた業務継続計画の策定及び計画に伴う必要な措置にならざるを得ないことにご配慮すべきではないか。	
<情報公表未報告減算について>		
4	「情報公表未報告減算」は、実質的に報酬を減額させる巧妙な仕組みであり、この改定により、一般企業がますます参入し	御意見として承り、今後の施策の参考とさせていただきます。

	づらくなり、障害福祉サービスが必要な方や地域に行き渡りにくくなるのではないか。	
5	減算の基準を全て10%に統一してはどうか。	
6	<p>情報公表未報告減算について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報公表システムに公表していれば内容の是非は問われないのか。 ・ワムネットでの情報公開について、貸借対照表や損益計算書等の決算資料の掲載が無い事業所があるが減算対象となるか。 ・すべての項目の記載を一律に求めるものか、また変更があった場合にどの程度の期間内に修正を行うべきか。 ・特に人員の配置については、加算などの変更届を出して速やかに修正が行われない場合に、すべて減算の対象となるか。 	<p>情報公表制度については、各都道府県知事が定める実施要綱等により、適切に報告をお願いしたいと考えておりますが、詳細については、今後運用に当たっての留意事項等を各自治体にお示しする予定です。</p>
＜処遇改善加算について＞		
7	処遇改善加算とする場合は事務処理の効率化のためにも、別書類の提出を求める特別加算とせず、今回の1本化処遇改善の中に含めるべき。	御意見として承り、今後の施策の参考とさせていただきます。
8	福祉・介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとするが、事業所内で柔軟な配分を認める」とあるが、柔軟な配分はどこまでが柔軟な配分か。	具体的な要件等の詳細は、通知等でお示しする予定ですので、各要件等をご確認ください。
9	処遇改善加算の対象事業について相談支援事業も加えてください。	御意見として承り、今後の施策の参考とさせていただきます。
10	「福祉・介護職員等処遇改善加算」へ一本化された以降も、「経験・技能のある人材」の定義については、福祉・介護職員等特定処遇改善加算と同様、職員分類の変更特例は認められるものと解釈するのか。	具体的な要件等の詳細は、通知等でお示しする予定ですので、各要件等をご確認ください。
11	「改善後の賃金年額440万円以上の者が1人以上」という要件について、小規模事業所では加算額自体が少額で、この要件	御意見として承り、今後の施策の参考とさせていただきます。

	を満たすためには、1人に一極集中して支給することとなり、440万円支給対象者以外の職員は少額の改善となるため、現行のように小規模事業所であれば免除される仕組みを作してほしい。	
12	報酬そのものが減額するため処遇改善加算率を上げていただいてもあまり増額は見込めず場合によっては今までよりも下がることも予想される。もう少し現場の実態を踏まえて工夫をしていただきたい。	御意見として承り、今後の施策の参考とさせていただきます。
13	「新加算においては、加算・賃金改善額の職種間配分ルールを統一する。」とあるが、事業所で働く全ての職員を対象に事業所の裁量で配分できるのか。	具体的な要件等の詳細は、通知等でお示しする予定ですので、各要件等をご確認ください。
14	処遇改善加算について、新加算1の算定要件として、技能経験をもつ職員を一定割合配置することとあるが、「一定割合」とは具体的にどの程度か。	
＜その他＞		
15	地域区分をもっと細分化するべき。	御意見として承り、今後の施策の参考とさせていただきます。
16	地域区分について、なぜ公務員の地域手当の設定に準拠している介護報酬の地域区分の考え方に合わせるのか。この基準にするのであれば、すべての単位数に公務員給与規定の設定に合わせ、決定すべきではないか。そのように設定することで各種サービスの単位数設定や加算、各種要件、条件、もっと言えば3年ごとの改正に伴う会議開催等も行わなくてよいのではないか。	地域区分については、類似制度である介護報酬における地域区分との均衡を考慮し、原則、公務員の地域手当の設定に準拠している介護報酬の地域区分の考え方に合わせ、各地域の民間賃金水準を踏まえた単価設定を行いつつ、各自治体の意向を踏まえて見直しを行うこととしております。
17	この改定内容では職員に給料が支払えず、事業所は運営できない。	報酬改定に当たっては、3年に一度、事業所の経営状況を調査した上で見直しを行っているところであり、今回の報酬改定による影響等については、今後検証していきます。
18	報酬改定に当たっては、全国の事業所の意見聴取が必要と考える。	
19	障害のある方の実態に合わない改定内容であり、反対である。	御意見として承り、今後の施策の参考とさせていただきます。

20	報酬改定の施行について、半年から1年間の経過措置を設け、人員基準を満たせるような準備期間を設けるべきと考える。	
21	各種申請手続きが煩雑であるため、軽減していただきたい。	
22	改定案を出すのが遅いし、加算の取得方法がよくわからない。	
児童発達支援・放課後等デイサービスについて		
＜基本報酬におけるきめ細かい評価（支援時間の下限の設定・時間区分の創設）について＞		
23	基本報酬における時間区分の創設について、本人の意思の尊重が重視される中で、疲れて帰りたいという利用者がいても、9時間という長時間事業所で過ごすことを促すこととなり、健全とはいえないのではないかと。	基本報酬の時間区分の算定に当たっては、個別支援計画に位置づけられた内容の支援を行うのに要する標準的な時間に対応する時間区分で算定することとしておりますが、その時間帯を通じて利用する障害児を拘束する趣旨のものではなく、障害児や保護者の事情により支援が短縮された場合においては、個別支援計画において定めた時間により算定することを想定しております。
24	基本報酬における時間区分の創設について、平日だと半数の利用者が減算の対象となり経営が立ち行かなくなることから、報酬をもう少し見直していただきたい。	報酬改定に当たっては、3年に一度、事業所の経営状況を調査した上で見直しを行っているところでありますが、御意見として承り、今後の施策の参考とさせていただきます。
25	今回時間の区分の導入により支援の「量」の評価がなされたが、支援の「質」についても評価をするべきではないかと。	御指摘の支援の「質」の評価については、事業所の体制や支援の内容を評価する各種加算について、見直し・新設を多数行っているところです。
26	時間区分ごとの単位差をもっと設けるべき。	
27	基本報酬における時間区分の創設について、短時間の場合でも、その児童に必要なプログラムを組んでいる場合は減算すべきではないのではないかと。また、「短時間の場合でも、各市町村が認めた場合は減算しない」という附帯事項をつけるべきではないかと。	御意見として承り、今後の施策の参考とさせていただきます。

28	放課後等デイサービスの基本報酬における時間区分の創設について、時間区分3について平日の適用を可能とするか、延長支援加算1の適用条件の撤廃又は緩和をしていただきたい。	
29	基本報酬における時間区分の創設について、30分と1時間半が同じ単価区分であるべきではないと考える。	
30	基本報酬における時間区分の創設について、今回の改定により長時間の療育へと舵を切る事業所が多くあることに疑問を感じている。長時間の支援が事業所としてのメリットがあることは理解するが、こどもへのメリットについては十分に検討されているのか。	
31	基本報酬における時間区分が創設されたことから、利用定員についても、その時間内での実人数で考えてはどうか。	
32	基本報酬における時間区分について、 <ul style="list-style-type: none"> ・区分の判定は計画書の時間になるのか、それとも実利用時間になるのか。 ・1日の中で午前・午後の支援時間が異なる場合に、人員配置や給付費の区分を変更することはできるのか。 ・個別支援計画への支援時間の記載はどのようにするのか。様式は周知されるのか。 ・支援時間の中身（例：在室時間なのか、プログラム実施時間なのか、自由遊びや午睡は含まれるのか）は何か。 ・家庭都合による遅刻や体調不良による早退等で、結果として支援時間が短くなった場合の対応はどうか。 	基本報酬の時間区分の算定に当たっては、個別支援計画に位置づけられた内容の支援を行うのに要する標準的な時間に対応する時間区分で算定することとしておりますが、詳細については、今後運用に当たっての留意事項等を各自治体にお示しする予定です。
33	基本報酬における時間区分の創設について、適切だと思うが、事業所の経営判断として、時間区分1の児童より時間区分2の児童との契約が優先され、利用の格差が生じてしまわないか危惧している。	御意見として承り、今後の施策の参考とさせていただきます。
34	主として重症心身障害児を通わせる事業所における基本報酬の定員区分を見直したが、それ以外の事業所における定員区分	重症心身障害児への支援を促進する観点から、主として重症心身障害児を通わせる事業所の基本報酬について、定員による区分設定を1人単位刻みから3人単位刻みとする見直しを行う

	も10～12人、13～15人といった区分を設けるべきではないか。	こととしておりますが、重症心身障害児以外の区分については、頂いた御意見を今後の施策の参考とさせていただきます。
35	時間区分を設けるべきではなく、基本報酬の引き上げや支援内容で評価すべき。	御意見として承り、今後の施策の参考とさせていただきます。
36	基本報酬の減額が多く、加算で補填できるとしているが要件のハードルが高く、かつ事務作業負担を重くする内容である。	
37	時間区分の時間設定の趣旨は何か。	児童発達支援には児童発達支援が生活の主軸である場合と、保育所や幼稚園等が生活の主軸である場合（併行通園で児童発達支援を利用等）があるなど支援時間に差異があることや、放課後等デイサービスには支援の内容や年代、利用の仕方により、支援時間に差異があることから、それぞれについて、支援に対する人員の配置の状況や支援の内容等にも留意しつつ、支援時間の長短を考慮したよりきめ細かい評価を行うこととしております。
38	支援はたいてい1時間以内がほとんどであるため、1時間半の時間区分適切ではないのではないか。	御意見として承り、今後の施策の参考とさせていただきます。
39	基本報酬における時間区分の創設について、システムを導入していない事業所では、算定ミスが起りやすいのではないか。	
40	時間区分の下限である30分のサービス提供時間では今回の改定の大きな目的でもある5領域を網羅した総合的な支援を提供することは不可能であるため、サービス提供時間の下限を1時間に設定して、時間区分を1時間超、2時間超、3時間超のように設定すべきではないか。	
41	基本報酬における時間区分の創設については、長時間頑張っ支援しているところに、これまでの報酬プラス加算をすればよい。また、学校の都合や交通状況により事業所への到着が遅れることもあるため、送迎加算をなくし、送迎時間も支援に入れるべきである。	
42	平日の活動時間については、学校、学年や地域によっては、短時間になりがちである。平日の時間評価は、学校、学年、地	

	域によって差が出ることから、活動・支援時間の設定については、柔軟な対応ができるようにすべきである。	
43	基本報酬の減額とそれに代わる加算で報酬の構造を作ること に反対する。	報酬改定に当たっては、3年に一度、事業所の経営状況を調査した上で見直しを行っているところであり、今回の報酬改定による影響等については、今後検証していきます。
44	時間区分の算定には個別支援計画への記載が必要であるが、4月に個別支援計画を更新することは不可能なので、4月は実際の支援時間で基本報酬を算定できるようにすべき	今後、運用に当たっての留意事項等を各自治体にお示しする予定ですが、円滑な事務手続となるように進めてまいります。
45	時間単位で細かくするのではなく、月単位の十分な報酬にするべき。	報酬の支払方式については、障害児の障害の程度やそのニーズに応じた適切な支援が行われるよう、サービスの内容や特性に応じて単価を設定するとともに、その支払方式については、日々の利用実績に応じた日払方式としており、利用者が日ごとに複数のサービスを組み合わせる利用することが可能な利用者本位の仕組みとしております。また、報酬改定に当たっては、3年に一度、事業所の経営状況を調査した上で見直しを行っているところであり、今回の報酬改定による影響等については、今後検証していきます。
＜自己評価結果等未公表減算について＞		
46	自己評価について、各事業所が提出する自己評価表は一律にガイドラインの評価表を使用するようにすべき。	詳細については、今後運用に当たっての留意事項等を各自治体にお示しする予定ですが、頂いた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
＜支援プログラム未公表減算＞		
47	支援プログラムの作成の標準様式を示すべき。	詳細については、今後運用に当たっての留意事項等を各自治体にお示しする予定です。
＜中核機能強化加算・中核機能強化事業所加算について＞		
48	中核機能強化加算・中核機能強化事業所加算に関して、 ・市町村は、いつ、どのような形で、児童発達支援センターを「中核拠点」と位置付けるのか。	○ 中核機能強化加算の要件としては、 ① 所在する市町村により中核的な役割を果たす児童発達支援センターとして位置付けられていること ② 市町村及び地域の関係機関との連携体制を確保してい

<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センターの相談機能が評価されることから、児童発達支援センターへの指定特定相談支援及び障害児相談支援の併設は可能と考えてよいか。 ・市町村による指定又は加算届に市町村の推薦書を添付することを必須としてはどうか。 ・基本要件の「外部評価の実施」の主体は誰か。 ・専門的人材の資格要件や配置日数や時間の制約はあるか。 ・関係機関との連携やインクルージョンの推進等、地域支援や支援のコーディネートの専門的な知識・経験を有する専門人材を管理者が兼任できるか。 ・障害特性を踏まえた専門的な支援やチーム支援の実施、人材育成等、障害児支援の専門的な知識・経験を有する専門人材を管理者が兼任できるか、また、支援のコーディネートの専門的な知識・経験を有する専門人材とも兼任できるか。 ・何をもちて中核機能を果たしていると判断するのか。 ・児童発達支援センターの一元化の意図に放デイにおけるセンターの役割も想定されているのか。 ・既に地域に児童発達支援センターがある場合、中核拠点型の放デイは設置されるか。 ・基本要件は何をもちて(どのような示し方をもって)実施していると評価されるのか。 	<p>ること（市町村との定期的な情報共有、地域の協議会への参加等）</p> <ol style="list-style-type: none"> ③ 幅広い発達段階及び多様な障害特性に応じた専門的な発達支援・家族支援の提供体制を確保していること ④ 地域の障害児通所支援事業所との連携体制を確保していること（定期的な情報共有、研修会の開催等） ⑤ インクルージョンの推進体制を確保していること（保育所等訪問支援の実施、地域の保育所等への助言援助等の実施等） ⑥ 入口としての相談機能を果たす体制を確保していること（障害児相談支援の実施、早期の相談支援の提供等） ⑦ 地域の障害児支援体制の状況、上記の体制確保に関する取組の実施状況を1年に1回以上公表していること ⑧ 自己評価の項目について、外部の者による評価を概ね1年に1回以上受けていること ⑨ 従業者に対する年間の研修計画を作成し、当該計画に従い、1年に1回以上研修を実施していること <p>の①～⑨を基本要件としつつ、以下のイからハに適合する組み合わせごとに、加算ⅠからⅢを算定することをお示ししているところです。</p> <p>加算（Ⅰ）イロハ全てに適合 加算（Ⅱ）イ・ロに適合 加算（Ⅲ）イ又はロのいずれかに適合</p> <p>イ 主として包括的な支援の推進と地域支援を行う者として、常勤専任で1以上加配（ハの資格者等で、資格取得後、障害児通所支援等業務に5年以上従事した者に限る）</p> <p>ロ 主として専門的な発達支援及び相談支援を行う上で中心となる者として、常勤専任で1以上加配（同上）</p> <p>ハ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、心理担当職員、保育士（※）、児童指導員（※）の全ての</p>
--	---

		<p>職種を配置し、連携して支援を行っていること (※) 障害児通所支援又は入所支援の業務に3年以上従事した者に限る</p> <p>○ また、中核機能強化事業所加算の要件としては、</p> <p>① 所在する市町村により中核的な役割を果たす事業所として位置付けられていること</p> <p>② 市町村及び地域の関係機関との連携体制を確保していること（市町村との定期的な情報共有、地域の協議会への参加等）</p> <p>③ 専門的な発達支援・家族支援の提供体制を確保していること</p> <p>④ 地域の障害児通所支援事業所との連携、インクルージョンの推進、早期の相談支援等の中核的な役割を果たす機能を有していること</p> <p>⑤ 地域の障害児支援体制の状況、上記の体制確保等に関する取組の実施状況を1年に1回以上公表していること</p> <p>⑥ 自己評価の項目について、外部の者による評価を概ね1年に1回以上受けていること</p> <p>⑦ 主として上記の体制の確保等に関する取組を実施する者として、常勤専任で1以上加配していること（中核機能強化加算による加配と同様の資格者等・経験年数）をお示ししているところです。</p> <p>○ そのうえで、今後運用に当たっての留意事項等を各自治体にお示しする予定です。</p>
49	報酬算定構造をみると一日につき算定できることになっているが、利用者上限負担額が高い家庭においては、その児童に直接資することがなかったとしても一割負担が発生することになるがそれでよいのか。	中核機能強化加算についても、児童指導員等加配加算など他の加算と同様の利用者負担の仕組みとなっております。なお、中核機能強化加算においても、基本要件として「幅広い発達段階及び多様な障害特性に応じた専門的な発達支援・家族支援の提供体制を確保していること」を求めており、自治体や地域の障害児支援事業所・保育所等を含む関係機関等との連携体制を確保しながら、こどもと家族に対する専門的な支援・包括的な
50	児童発達支援センターの「中核機能強化加算」ですが、児童発達支援センターが地域における中核機関として地域の支援体制の整備や強化に努めることへの評価と理解しているが、この加	

	算は、センター利用のお子様、「児童指導員等加配加算」等の他の加算と同様、1割のご負担をいただくような仕組みとなるのか。	支援の提供に取り組むこととしております。
51	「市町村が地域の障害児支援の中核拠点として位置付ける」とのことですので、地域格差が起らないように基準を明確にする等の国や県のイニシアチブをとるべき。	今後運用に当たっての留意事項等を各自治体にお示しする予定ですが、頂いた御意見も踏まえて進めてまいります。
52	中核機能強化加算において、スーパーバイズ・コンサルテーション機能とありますが、正解があるわけではない発達支援という営みの中では現実味がない。	御意見として承り、今後の施策の参考とさせていただきます。
＜児童指導員等加配加算について＞		
53	常勤専従の要件について、複数の障害児通所支援事業において兼務で従事している場合、常勤専従の要件を満たすことが可能か。	児童指導員等加配加算の詳細については、今後運用に当たっての留意事項等を各自治体にお示しする予定です。
54	「経験」は児童福祉事業以外にも、特別支援学級の支援員等も含めていただきたい。	児童指導員等加配加算の詳細については、今後運用に当たっての留意事項等を各自治体にお示しする予定ですが、頂いた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
55	「経験」が5年以上か以下かで質の評価を行うのは妥当ではないと考えるため、せめて「常勤専従・経験5年以上」と「理学療法士等を配置」を同額の加算としていただきたい。また、常勤と常勤換算で加算額の違いが大きすぎる。	頂いた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
56	保育士や理学療法士等の配置に対する加算をなくすことは、専門職の雇用継続を困難にさせる。	児童指導員等加配加算における「児童指導員等」とは、児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士、手話通訳者、特別支援学校免許取得者、心理担当職員（心理学修了等）、視覚障害児支援担当職員（研修修了等）、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者を指し、保育士や理学療法士について加配加算を廃止するものではありません。 また、基準の人員に加え、保育士（任用から5年以上児童福祉事業に従事したもの）や理学療法士等の配置した場合には、専門的支援体制加算を算定することが可能となっております。

57	経験年数ではなく資格を評価するべきではないか。	児童指導員等加配加算は、常時見守りが必要な障害児への支援等の強化を図るために、基準の人員に加え、児童指導員等又はその他の従業者を配置している場合において、配置形態（常勤・常勤換算）及び従業者の児童福祉事業等に従事した経験年数に応じて算定することとしておりますが、有資格者を配置した場合については、専門的支援体制加算により評価しております。
58	現在は、強度行動障害基礎研修受講者は児童指導員等の加算の対象になっていたが、改定後の取り扱いについてはどのようになるのか。また、基礎研修受講者で経験年数5年未満の常勤の取り扱いについてどのようになるのか。	改正後の児童指導員等加配加算においても、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者を加算の対象としております。また、経験年数5年未満の基礎研修修了者であっても、それに対応した加算区分を設けております。
59	<p>児童指導員等加配加算について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常勤専従の場合、職員が急に一日ないし半日休暇をとるなどした場合は、その月の配置として認められなくなるのか。 ・サービス提供時間に、研修等により一定時間事業所外に出たとき、別途、同等の職員補充が必要か（同日もしくは別日にて） ・5年以上の児童福祉施設での経験について、起算日はいつになるのか。 ・児童福祉事業には何が含まれるか。 ・「経験」は児童指導員の要件や児童発達支援管理責任者の要件と同じ1年180日以上を基準としてよいか。 ・「常勤専従」を選択した場合、当該児童指導員等が管理者を兼務した場合の取扱いはどうなるのか。 	児童指導員等加配加算の詳細については、今後運用に当たったの留意事項等を各自治体にお示しする予定です。
60	現行と同様、理学療法士も加算の対象にさせていただくとともに、経験年数として病院やクリニックにおける小児外来の経験も認めていただきたい。	頂いた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
61	加配の常勤専従が常勤換算よりも高く評価されるのはおかしいのではないかと。常勤専従と常勤換算の区別をなくすべき。	

62	経験年数によって単位が変わることになるが、人材育成も法人の役割で、コストがかかることを認識して、人材育成に対しての評価をしていただきたい。	
63	児童指導員等加配加算における経験は、児童指導員の要件と合わせるべき（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校に従事した経験年数など）。	
64	児童指導員等加配加算で5年以上の児童福祉施設での経験で差をつけることについて、5年以上の経験者は既に児童発達支援管理責任者として配置されていることが多いことから、5年以上の経験要件については児童発達支援管理責任者が増えてからにするべき。	
65	新制度では5年経験者以外の配置の場合は現状よりも報酬減額となるため、弊社では新卒の保育士採用の内定取り消しをせざるをえないので、5年の経験は撤回するべき。	
66	現行の児童指導員等加配加算及び専門的支援加算の算定に係る資格等の要件を令和6年度以降の児童指導員等加配加算及び専門的支援体制加算の要件に引き継ぐと、保育士が児童指導員等加配加算の対象から外れてしまい、また児童発達支援においては『児童福祉施設への従事が5年未満の保育士』がいずれの加算の対象ともならない人員となってしまう。提供サービスの質の向上のためにも各加算の人員要件について経過措置を設けるべき。	改正後の児童指導員等加配加算においては、経験年数5年未満の保育士であっても、それに対応した加算区分を設けております。
67	児童指導員等加配加算については、資格よりも、児童分野での経験が評価される方向となった。このこと自体は積極的に評価する。他方で、現場では人員不足が深刻である。常勤換算における経験年数の算定は、平均値とすべきである。	頂いた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
68	特別支援学校教諭免許者や幼稚園教諭を評価すべき。	今回の改正で、児童指導員等の中に特別支援学校免許取得者を追加しております。
＜専門的支援体制加算・専門的支援実施加算について＞		

69	重症心身障害児対象の放課後等デイサービスにおいては、「専門的支援実施加算」の回数について、なぜ月当たりの回数という縛りを課しているのか。廃止するべきではないか。	専門的支援実施加算は、理学療法士等による支援が必要な児童への専門的な支援の強化を図るために、個別支援計画を踏まえ、理学療法士等が、専門性に基づく評価・計画に則った5領域のうち特定（又は複数）の領域に重点を置いた支援を行うための専門的支援実施計画を作成し、当該計画に基づき支援を行った場合に評価するものであり、この加算の趣旨目的等も踏まえ、月あたりの算定限度回数を設定しています。
70	「専門的支援体制加算」の理学療法士等を配置した場合の単位数がなぜ下がったのか。なぜこのような改定に至ったのか。専門職による評価は専門的支援加算で評価するとありますが結果的に回数制限がついたため評価としては下がったのではないか。	専門的支援については、専門人材の活用とニーズを踏まえた計画的な専門的支援の実施を進める観点から、従来の専門的支援加算及び特別支援加算の両加算を統合し、専門的な支援を提供する体制と、専門人材による個別・集中的な支援の計画的な実施について、2段階で評価を行うこととしております。こうしたことを踏まえ、理学療法士等を配置した際の加算として専門的支援体制加算を設けつつ、理学療法士等によるその専門性に基づいた支援を行った場合には、別途専門的支援実施加算を算定することを可能としております。
71	こどもの発達やリスク管理の観点から、理学療法士や作業療法士についても、障害児分野における経験年数により評価を行うよう修正していただきたい。	専門的支援体制加算及び専門的支援実施加算において、経験年数を求める職種としては、保育士・児童指導員のみとしておりますが、頂いた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
72	学童期のこどもについて、ボトムアップでの全体的な発達を促すのは効果的ではないことから、放課後等デイサービスの「専門的支援体制加算」や「専門的支援実施加算」は児童発達支援より低く設定すべき。	頂いた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
73	児童発達支援における経験年数5年以上の児童指導員に対する取扱いと、放課後等デイサービスにおける同格の職員の取扱いを同等とするべきではないか。	専門的支援実施加算における職種・経験年数の要件は、児童発達支援と放課後等デイサービスとで同様となっております。
74	○専門的支援体制加算について、 ・理学療法士等とは、前回同様、「理学療法士」・「作業療法士」・「言語聴覚士」・「大学で心理学を専修し卒業した者で個人及び集団心理療法の技術を有する者」・「国立障害者	専門的支援体制加算及び専門的支援実施加算は、理学療法士等による支援が必要な児童への専門的な支援の強化を図るために、基準の人員に加え、理学療法士等の専門職員を配置している場合（体制加算）及び、専門職員による個別・集中的な専

	<p>リハビリテーションセンター学院の視覚障害学科を履修した者又はこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者養成研修修了者」となるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援時間に毎回理学療法士等を配置していることを求めるのか。 ・児童指導員等加配加算で算定している指導員が保育士だった場合は、同じスタッフで専門的支援加算が算定できるのか。 ・専門的支援体制加算は従来通りの「常勤換算」でよいか。 ・専門的支援加算と専門的支援実施加算は、同一の職員で併算定可能か。 <p>○専門的支援実施加算について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体的な内容や時間等の基準はあるか。 ・原則月4回、利用日数当に応じて最大月6回とあるが、基準は何か。 ・算定回数は「利用日数等に応じて最大月6回を限度」とされているが、実利用日数を指すのか、それとも契約利用日数を指すのか。 ・「大学で心理学を専修し卒業した者で個人及び集団心理療法の技術を有する者」は、実務経験年数や臨床心理士資格は必要か。 ・個別・集中的な専門的支援を計画的に実施」とは、具体的にどういった要件か、また、その他、対象者などの具体的な要件はあるか。 ・専門的支援実施加算は、事業所ごとに児童一人につき2回～6回算定可能なのか。または、併用している事業所全て合わせて2～6回（事業所間で回数を分ける）算定可能なのか。 	<p>専門的支援を計画的に実施した場合（実施加算）に、それぞれ算定するものとしております。また、両加算を併せてとることを可能としております。更なる詳細については、今後運用に当たっての留意事項等を各自治体にお示しする予定です。</p> <p>【主な要件】</p> <p>＜専門的支援体制加算＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準の人員に加え、専門職員として理学療法士等（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（※）、児童指導員（※）、心理担当職員（心理学修了等）又は視覚障害児支援担当職員（研修修了等））を1以上配置（常勤又は常勤換算）していること （※）保育士・児童指導員は資格取得・任用から5年以上児童福祉事業に従事したものに限る <p>＜専門的支援実施加算＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理学療法士等を配置（常勤・常勤換算でなく単なる配置で可）し、個別支援計画を踏まえ、理学療法士等が、専門性に基づく評価・計画に則った5領域のうち特定（又は複数）の領域に重点を置いた支援を行うための専門的支援実施計画を作成し、当該計画に基づき支援を行うこと。 ・支援の実施状況の把握を行うとともに、対象児の生活全般の質を向上させるための課題を把握し、必要に応じて計画の見直しを行うこと ・計画の作成・見直しに当たって、対象児及び保護者に対し説明するとともに同意を得ること ・対象児ごとの支援記録を作成すること
75	専門的支援体制加算・専門的支援実施加算の単位数を引き上げるべき。	頂いた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
＜家族支援加算について＞		

76	家族支援加算Ⅱはどういった場面を想定しているか。	グループでの相談援助については、ペアレントトレーニングや保護者同士のピアの取組などを想定しておりますが、詳細については、今後運用に当たっての留意事項等を各自治体にお示しする予定です。
78	家族支援加算について、1月当たりの限度回数が決めてられており、加算（Ⅰ）では居宅訪問・事業所等での対面・オンラインの3パターン、加算（Ⅱ）では事業所等での対面・オンラインの2パターンあるが、それぞれのパターンごとに月4回を限度か。それとも加算（Ⅰ）全体で月4回、加算（Ⅱ）全体で月4回を限度か。	加算（Ⅰ）全体で月4回、加算（Ⅱ）全体で月4回を限度としております。
78	家族支援加算の家庭訪問を創設することについては、 ・高単価を取るために家庭訪問を強要する事業者がでてくる ・基本共働きの保護者の立場では、家庭訪問は迷惑でしかない（保護者の多くはオンライン慣れしている） ・密室内で、職員と保護者が1:1になることは様々な誤解や犯罪を生じうる ことから、反対です。	頂いた御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。
79	「家族支援加算（Ⅰ）」の事業所等で対面100単位と、子育てサポート加算は併算定できるのか。また、「家族支援加算」と「子育てサポート加算」は支援日と同日で算定できるのか。	家族支援加算と子育てサポート加算の関係等の詳細については、今後運用に当たっての留意事項等を各自治体にお示しする予定です。
<子育てサポート加算について>		
80	支援場面の同席や観察は行わず、保護者への直接的なフィードバックのみ行った場合は算定可能か。	支援場面の同席や観察は行わず、保護者への直接的なフィードバックのみ行った場合は算定できません。
81	子育てサポート加算について ・事業所の設備環境や母子分離の観点から、支援中の児童の様子や支援者の関わりについてスポット的に動画を撮影し、保護者に共有し助言等を行うことでも算定可能か。	子育てサポート加算の主な要件は以下のとおりですが、詳細については、今後運用に当たっての留意事項等を各自治体にお示しする予定です。 【主な要件】 ・あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で、基準に置く

	<ul style="list-style-type: none"> ・育てサポート加算は日々「親子療育」を提供している中で保護者に相談援助したことで評価されるのか。それは記録に残すことで評価されるということか。 ・記録の書式等を示すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> べきとされている従業者が、個別支援計画に位置付けて計画的に実施すること ・障害児への指定児童発達支援とあわせて、障害児の家族等に対して、支援を行う場면을観察する機会、当該場面に参加する機会その他の障害児の特性や特性を踏まえたこどもへの関わり方に関する理解を促進する機会を提供するとともに、それとあわせて相談援助等を行うこと
82	子育てサポート加算による支援効果を発揮するために、支援対象を「保護者」に限定せず、家族支援加算と同様、「家族（きょうだい含む）」と広く解釈するよう示すべき。	子育てサポート加算は、障害児の家族の障害特性への理解と養育力の向上につなげる観点から、家族に支援場面の観察や参加等の機会を提供した上で、こどもの特性や、特性を踏まえたこどもへの関わり方等に関して相談援助等の支援を行った場合に算定するものですが、頂いた御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。
83	支援場面等を通じた家族支援について、親子通園の施設の場合は日々常時行われていることから、月4回の限度を除き、現行の個別サポート加算のように通所日全てに算定を可とするべき。	
＜食事提供加算について＞		
84	児童発達支援センターにおける「食事提供加算」について、献立の作成等を外部業者の管理栄養士に委託している場合でも、その管理栄養士からの助言・指導があれば、加算の取得は可能か。	栄養士・管理栄養士は従業者でなく外部との連携により確保する場合も可能と考えておりますが、食事提供加算の詳細については、今後運用に当たっての留意事項等を各自治体にお示しする予定です。
85	見直し後の加算は令和9年3月31日までの経過措置とされているが、令和9年度以降の絵姿についても早急に議論し、遅くとも令和7年度中には方向性を示すべき。	経過措置を含めた当該加算の在り方については、他制度とのバランス、在宅で生活する障害者との公平性等の観点を踏まえつつ、今後、経過措置の実施状況や効果を踏まえた上で、更に検討を行ってまいります。
86	センターでの食事提供加算について「管理栄養士等による助言・指導の下で取り組みを行う場合」の取り組みとは具体的に何を指しているのか。	詳細については、今後運用に当たっての留意事項等を各自治体にお示しする予定です。
＜欠席時対応加算について＞		
87	単位を上げるべき。	御意見として承り、今後の施策の参考とさせていただきます。

88	「欠席時対応加算（Ⅱ）」について、廃止されるとのことであるが、来所から30分以内の急な体調不良による帰宅等の場合は、「欠席時対応加算（Ⅰ）」の算定が可能なのか。	詳細については、今後運用に当たっての留意事項等を各自治体にお示しする予定です。
＜強度行動障害児支援加算・集中的支援加算について＞		
89	「集中的支援加算」（状態が悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援に対する評価）について、何をもちて状態が悪化したと判断するのか。	詳細については、今後運用に当たっての留意事項等を各自治体にお示しする予定ですが、頂いた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
90	<p>強度行動障害児支援加算について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童の場合は状態の変化が大きいことから、一度対象となった児童が対象から外れ、再度対象になった場合も、「加算開始90日」の対象になるのか。 ・「支援計画」については、個別支援計画への位置づけによる対応で差し支えないか。実践研修修了者による別途計画の作成（見直し期間やモニタリングを含む。）が必要か。 ・見直し後は強度行動障害実践研修修了者とあるが、3月31日までは基礎研修修了者で可能だったが、改正案が出てあと2ヶ月で研修にいけない可能性もあるのでみなし期間（猶予期間を設けていただきたい） ・また、同様に（中核的人材養成研修）を修了した職員とあるが、どのような職員を示すのか猶予期間は設けていただきたい。 	
91	「強度行動障害児支援加算」について、実践研修修了者でないと加算が取れないというのは、現場の士気が下がる。	
92	行動障害には支援のあり方も関係するのでお子さん個人に障害があるという前提での加算は疑問です。特に未就学児にあつては不用意にこの加算を付けられることに懸念を感じます。	
93	「強度行動障害児支援加算」について、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を終了した職員を1名配置したとしても、対応できない。まずは現場の声を聴いていただきたい。	

94	「強度行動障害児支援加算」について、まだ整備も開始もされていない、受講の枠も少ない研修の修了を要件とするのはいかがなものか。本来であれば、猶予期間を設け、全国で平等に研修等を受けられる環境が整ってから施行するべきではないか。	
<人工内耳装用児支援加算について>		
95	「人工内耳装用児支援加算（Ⅱ）」について、連携先に聴覚特別支援学校も含めていただきたい。	人工内耳装用児支援加算は、人工内耳装用児に対して、医療機関との連携を確保したうえで、支援を行った場合に加算をするものであるため、御指摘の聴覚特別支援学校との連携を要件とはしていませんが、頂いた御指摘は今後の施策の参考とさせていただきます。
<視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算について>		
96	加算の算定にあたって配置を要する職種について、手話通訳者に限らず、柔軟な配置とするべき。	視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算の算定に当たって配置を要するものとしては、意思疎通に関して専門性を有する人材を想定しており、手話通訳者に限ることとはしていません。なお、詳細については、今後運用に当たっての留意事項等を各自治体にお示しする予定です。
97	医療的ケア児にしか該当しないのか。自閉症で発後のない児童も対象とするべき。	視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算の対象としては、視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある児を想定しており、医療的ケア児に限ることとはしていませんが、詳細については、今後運用に当たっての留意事項等を各自治体にお示しする予定です。
98	「視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算」について、障害児の状態像を改めて保護者に突きつけるような名称であるため、支援の内容に沿った名称にするべきではないか。	既に生活介護の加算としてある「視覚・聴覚言語障害者支援体制加算」を参考とした名称でございますが、頂いた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
99	視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算の認定基準については、手帳による判定方法に限らず、柔軟な認定が可能となるようするべき。	詳細については、今後運用に当たっての留意事項等を各自治体にお示しする予定ですが、頂いた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。

100	<p>視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算について、子どもたちは、「自分と同じ障害を有する大人」がいることで、その場に安心感をもつ。その安心感を支えにして、子どもたちは仲間・集団での活動に参加していくことができるため、特に聴覚障害児を支援する放課後等デイ事業所において、「聴覚障害職員」の配置についても評価すべきである。</p>	<p>御意見として承り、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
<p><個別サポート加算について></p>		
101	<p>放課後等デイサービスの個別サポート加算（Ⅰ）（強度行動障害）が算定されている利用者は送迎中も見守りが必須であるため、利用時間で算定又は加算はできないのではないかと。</p>	<p>強度行動障害を有する児への支援を充実させる観点から、強度行動障害児支援加算について、支援スキルのある職員の配置や支援計画の策定等を求めた上で、評価を充実しております。</p>
102	<p>放課後等デイサービスの個別サポート加算（Ⅰ）について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・強度行動障害支援者養成研修を修了した職員を配置しているだけでも、算定可能なのか。 ・「著しく重度の障害児」と誰が評価を行うのか。 ・以前は、ケアニーズの高い障害児に加え、「著しく重度（食事・排せつ・入浴・移動のうち3以上が全介助）」との明記があったが改正後には、調査表13点以上のみでの判断になるか。 ・調査表の基準は従来通り変更されることはないか？ ・体制状況一覧表（案）に項目があったが、届出が必要になるのか。 	<p>○ 本加算は、これまでの個別サポート加算（Ⅰ）同様、著しく重度及び行動上の課題のあるケアニーズの高い就学児を対象としながら、行動障害の予防的支援を充実させる観点から、強度行動障害の知識のある職員による支援を行った場合の評価を充実するとともに、重度障害児への支援を充実させる観点から、それぞれのこどもの状態像や体制に応じて加算をするものです。</p> <p>対象となる障害児については、改定前の本加算と同様となっております。</p> <p>①ケアニーズの高い障害児 90単位/日 就学児サポート調査表【厚生労働大臣の定める基準（平24厚労告270・第8号の4）】の各項目において算出した合計が13点以上の障害児</p> <p>②著しく重度の障害児 120単位/日 就学児サポート調査表において、食事、排せつ、入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作について全介助を必要とするとされた障害児</p> <p>○ また、上記①の障害児に対して、強度行動障害者養成研修</p>

		<p>(基礎研修) 修了者を配置(常勤・常勤換算ではなく単なる配置で可)して、当該者が支援を行った場合には、さらに30単位を加算(合計120単位)することとしております。</p> <p>なお、詳細については、今後運用に当たっての留意事項等を各自治体にお示しする予定です。</p>
103	放課後等デイサービスの個別サポート加算Ⅰに医療的ケア児も算定できるよう明記すべき。	放課後等デイサービスの個別サポート加算Ⅰにおいて、医療的ケア児であることのみをもって加算を算定することとはしておりませんが、医療的ケア児といった支援ニーズの高い児への支援の充実として、入浴支援加算の創設や送迎加算における加算の充実などを行っているところです。
104	「個別サポート加算(Ⅱ)」について、こども家庭センターとの連携は具体的にどのような内容か明示いただきたい。	詳細については、今後運用に当たっての留意事項等を各自治体にお示しする予定です。
105	<p>個別サポート加算Ⅱについて、そもそも、虐待をしている保護者にその加算の了承を得る必要があるなど、不合理な仕組みとなっている。</p> <p>被虐待・要保護児への支援については、加算という仕組みではなく、事業所が安定的に支援を開始・継続できるような報酬の仕組み(固定的な補助金制度など)を検討すべきである。</p>	頂いた御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
106	放課後等デイサービスの個別サポート加算(Ⅲ)について、障害児本人が通所できていない状態(実利用がない状態)での加算の算定を可能にするべきと考えるが、どうか。またどのような基準をもって、「不登校の状態にある」「不登校ではなくなった」と判断するのか。	個別サポート加算Ⅲについては、指定放課後等デイサービスを利用していることを前提に、不登校の就学児への支援を行った場合に算定するものであるため、放課後等デイサービスを利用していない場合に算定することはできません。また、詳細については、今後運用に当たっての留意事項等を各自治体にお示しする予定です。
107	放課後等デイサービスの個別サポート加算Ⅲが新設されたが、そもそもこの加算をとることが、受給者証に記載され「この子は不登校だ」とレッテルを貼られているようなもので、尊厳や尊重を無視しているのではないかと懸念している。	加算の算定の事務について、御指摘も踏まえて検討してまいります。
108	放課後等デイサービスの個別サポート加算Ⅲの対象児童の範囲について、年間30日以上欠席日数などの一般的な不登校基準には該当しないものの、登校渋りや遅刻欠席が常態化して	頂いた御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。

	いるなど不登校に近い状態であり、学校や家庭と細やかに連携し支援が必要なケースも多いことから、学校での適応状態に課題あり、連携が必要な児童については広く本加算の対象としていただきたい。	
109	不登校児の利用で一番難しい点は「そもそも安定して通所できるかどうか」であるにもかかわらず、利用時にしか適用できない個別サポート加算Ⅲを創設することは反対であり、そもそも「不登校児が、通所を直前キャンセルした場合の欠席加算」を創設すべき。	
＜入浴支援加算について＞		
110	入浴加算の入浴の定義はどういったものか。	<p>加算の算定にあたって要する要件としては、以下の内容を今般お示していますが、詳細については、今後運用に当たっての留意事項等を各自治体にお示しする予定です。</p> <p>【対象となる児】 医療的ケア児、重症心身障害児</p> <p>【主な要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全に入浴させるために必要となる浴室・浴槽・衛生上必要な設備を備え、衛生的な管理を行っていること ・障害特性、身体の状態等も十分に踏まえて安全に入浴させるために必要な体制を確保していること ・入浴に係る支援の安全確保のための取組その他の必要な事項について、安全計画に位置付けていること ・事前に対象児の障害特性、家庭における入浴の状況その他の必要な情報を把握し、これらを踏まえて個別支援計画に位置付けた上で支援を実施すること ・安全な入浴のために必要な体制を確保した上で、障害特性や発達段階に応じた適切な方法で支援を実施すること
＜関係機関連携加算について＞		
111	連携を行う際にかかった交通費を利用者に請求することができないか。	関係機関との連携に当たって要する交通費を利用者に請求することは想定しておりません。

112	「関係機関連携加算」について、関係機関や事業所間の連絡手段として、電話やオンラインによる連携も認めていただきたい。	会議についてはオンラインの活用も可能とすることを検討しておりますが、その要旨について記録を行うことを求めることを検討しております。
113	関係機関連携加算3において、児童相談所等が連携先として評価されることとなったが、個別サポート加算2との併算定は可能か。	関係機関連携加算(Ⅲ)については、個別サポート加算(Ⅱ)(要保護・要支援児童への支援の評価)を算定している場合には、同加算で求める児童相談所等との情報連携に対しては算定できません。
114	関係機関連携加算の月ごとの上限回数を見直すべき。	頂いた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
＜送迎加算について＞		
115	往復80分かかる事業所と、特別支援学校の目の前にある事業所が同じ単価であるという点は問題提起させていただきたい。	頂いた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
116	ガソリン価格や人件費の高騰を踏まえ、送迎加算の単位を引き上げるべき。	ガソリン代などを含む光熱水費高騰への支援事業としては、地方自治体を通じた補助事業を行ったところですが、いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
117	強度行動障害を有する児は対象にするべき。	送迎加算については、強度行動障害児も含め、障害児を送迎した場合は加算を算定することが可能となっております。その上で、医療的ケア児及び重症心身障害児については、送迎時にも要するこどもの医療濃度等も踏まえて評価を行うこととしているため、この加算部分については強度行動障害を有する児であるかどうかを基準としておりません。
118	徒歩での送迎の場合も算定可とするべき。	送迎加算については、車両により送迎を行った場合に要する費用等を踏まえた評価を行うものであるため、徒歩による送迎について本加算を算定できませんが、頂いた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
119	医療的ケア点数が16点以上の加算だけでなく、30or35or40点位にもう一段階設けるべき。	御意見として承り、今後の施策の参考とさせていただきます。
120	送迎について、同じ法人内かつ利用者の不利益にならない範囲内であれば、他事業所の利用者の送迎も可能とするべき。	

121	<p>医ケア児の中には、車中で医療的ケアが必要ない児が存在するなかで、送迎加算の添乗員要件として「医療的ケアが可能な職員の付き添いが必要」とした場合、添乗できる人員が限られ、児の移動の自由が制限される事態が起こり得るため、「車中で必要なケアに応じた人員が付き添う」等に変更するべき。</p>	<p>医療的ケア児の送迎の加算（40単位）については、運転手に加え、看護職員等（喀痰吸引等のみ必要な児の場合には認定特定行為従事者を含む）が1以上同乗することとしており、医療的ケアとして必要な行為に応じた添乗員要件としておりますが、頂いた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
<p><延長支援加算について></p>		
122	<p>支援時間終了後から延長支援加算の算定まで30分間の空白があるが、その時間は療育なのか預かりニーズへの対応なのか。</p>	<p>発達支援については、基本報酬において、発達支援に対するきめ細かい評価とする観点から、極めて短時間の支援（30分未満）は算定対象から原則除外するとともに、個別支援計画にあらかじめ定めた個々の利用者の支援時間に応じた評価が可能となるよう、支援時間による区分を設けることとし、その最長時間を5時間として定めております。</p> <p>他方、預かり的な支援については、発達支援の時間帯とは別に、見守りの要素が強い時間帯となることにも留意して評価にすることとしており、延長支援加算において、発達支援に加えて、原則1時間以上の支援であって、発達支援の前後に預かりニーズに対応した支援（延長支援）を計画的に行った場合に算定することとしております。</p>
123	<p>放課後等デイサービスにおいて平日は3時間、休日は5時間以上の利用で、今回からは個別支援計画書に記載しなくても全利用者について請求できるのか。</p>	<p>延長支援加算については、個々の障害児の延長支援の必要性和預かりニーズに応じて、延長支援時間を個別支援計画にあらかじめ位置付けていた場合に、算定可能となります。</p>
124	<p>単価が上がったことにより、意図的に全員を延長にすることで全員から延長支援加算をとることが可能となった。保護者の利用料は上限の人ばかりなので、保護者負担に変わりはなく、事業所が儲かる仕組みとなっている。</p>	<p>御意見として承り、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
125	<p>延長30分以上1時間未満の単位は、利用者の都合等で延長時間が計画よりも短くなった場合に限り算定可となっているが、利用者の都合とはどのような場合か。</p>	<p>利用者の都合としては、例えば、保護者の当日の予定等により、お迎えが個別支援計画にあらかじめ位置づけていた時間よりも早まった場合や、延長支援時間中に障害児の体調不良により個別支援計画にあらかじめ位置づけていた時間よりも早く帰</p>

		宅した場合等を想定しております。
126	延長支援加算について、実績が3時間又は5時間を超えた場合に算定するのか、予定時間で超過することが分かっている場合に算定するのか。	詳細については、今後運用に当たっての留意事項等を各自治体にお示しする予定です。
127	以前は個別支援計画を提出し、限られたニーズの中での対象の加算だったが、支援時間を超えた利用の場合は全利用児が算定の対象となるのか	延長支援加算については、個々の障害児の延長支援の必要性和預かりニーズに応じて、延長支援時間を個別支援計画にあらかじめ位置付けていた場合に、算定可能となります。
128	緊急で延長が取れるよう、個別支援利用計画に「延長支援加算算定」の一文を記載するだけで算定できるようにしていただきたい。	御意見として承り、今後の施策の参考とさせていただきます。
129	延長支援の際に職員配置2名のうち1名は人員基準で置くべく職員とあるが、もう1名は延長支援加算担当の職員を雇用するということか。	延長支援を行う時間帯に職員を2名以上配置していることを求めることとしておりますが、そのうち少なくとも1名は指定通所基準により置くべき職種等の職員としつつ、他の職員については、指定通所基準により置くべき職種等に限られないこととしております。
130	家族支援の充実の預かりニーズの1つとして、保護者の就労での理由で原則の日数を越えての申請があった場合は認めるべき。	御意見として承り、今後の施策の参考とさせていただきます。
131	放課後等デイサービスの学校休業日については、時間区分3の5時間と延長支援加算で「2時間以上」という区分を重ねて取得すれば、合計で7時間以上という時間設定となる。しかし、現状、8時間以上の活動時間となっている事業所もある。その場合でも、延長支援加算は「2時間以上」としてしか評価がされず、延長支援加算との関係でいえば、「3時間以上」となる8時間を超える部分の評価はされないため、延長支援加算において「3時間以上」の区分を設けるべきである。	
<事業所間連携加算について>		

132	そもそもセルフプランでは支援が困難な家庭には、まず福祉事務所から相談支援事業所が入るのが筋と考えますので、この加算の位置付けには反対である。	御意見として承り、今後の施策の参考とさせていただきます。
133	同法人内で複数施設を利用した場合も同様に情報連携として評価されるのか。	複数事業所の全てが同一法人内の事業所である場合には算定できません。
134	セルフプランの場合の事業所間連携の強化について、セルフプランの全児童を対象にした場合、自治体と事業所双方の事務負担が大きいため、「必要な場合に」共有することとしていただきたい。また、「事業所間連携加算」について、関係機関連携加算等と比較して算定が容易かつ単位が大きいことから、同一法人内での複数回の算定や、セルフプラン利用者の複数利用を助長する恐れがある。したがって、「児童ひとりについて各事業所を通算して月1回を限度とする」「同一法人内での連携については算定を認めない」「会議等への自治体の参加を必須とする」「児童ひとりにつき一定回数（例：最大2回まで）を限度とする」「一定回数以上の算定があった場合は、障害児相談支援事業への移行を必須とする」等、算定要件を厳格にしていきたい。	御意見として承り、今後の施策の参考とさせていただきます。
135	セルフプランの場合の事業所間連携の強化について、コーディネートの中核となる事業所の従業員が相談支援専門員の資格所有者である（ただし、相談支援専門員ではない）場合に、プラスで評価を行うべきではないか。	
136	セルフプランの場合の事業所間連携の強化について、自治体から障害児支援利用計画を事業所に共有する方法等、算定にあたっての具体的な手順を明示していただきたい。また、コーディネートの中核となる事業所は誰が決めるのか。	市町村から事業所間の連携を実施するよう依頼を受けた事業所がコーディネートの中核となるコア連携事業所となって取組を進めることとしておりますが、詳細については、今後運用に当たっての留意事項等を各自治体にお示しする予定です。
137	「※併せて、障害児支援利用計画（セルフプラン）と個別支援計画を自治体・事業所間で共有して活用する仕組みを設ける」とありますが、自治体と共有しての評価は、あくまでセルフプランで複数事業所を併用するお子様に限り、対象となるのでしょうか。セルフプランで、1か所の児童発達支援事業所利	詳細については、今後運用に当たっての留意事項等を各自治体にお示しする予定です。

	用のお子様は、自治体・事業所間で共有して活用する仕組みには該当しないのでしょうか。	
138	算定に必要となる会議等については、電話やオンライン等でのやり取りも認めて頂きたい。	会議等については、オンラインを活用することも想定しておりますが、詳細については、今後運用に当たっての留意事項等を各自治体にお示しする予定です。
139	本来、スケジュールの調整や会場の手配、書類作成等を専従して行う相談支援専門員が行うべき内容を、本来業務を合間に事業所にさせる加算であること等を踏まえると、「事業所間連携加算」について、単位数が低い。	頂いた御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
＜保育・教育等移行支援加算について＞		
140	保育・教育等移行支援の算定回数が少なかった一因として単位数が低かったことが考えられるのではないかと。	保育所等への移行に向けた取組を推進する観点から、保育・教育等移行支援加算については、従前の算定場面に加えて、保育所等への移行前の移行に向けた取組等についても評価を行うこととしており、こうした加算を通じてインクルージョンに向けた取組を推進していくこととしています。
＜自立サポート加算について＞		
141	「自立サポート加算」について、形だけ仕事のふりをするだけで、人としての育ちを妨げているように思う。児童は児童期にしかできない仲間とのかかわりなどを学ぶべきだと考える。	頂いた御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
142	高校生向けインターンシップを高校1年生から対象としている企業もあることから、支援対象を高校1年生まで拡充いただくことを検討いただきたい。また、学校卒業後の生活には、就職だけでなく、就労移行支援・就労継続支援や、大学進学も含まれることから、幅広い連携も評価の対象としていただきたい。	こどもの自立を見据えた支援を促進する観点から、学校卒業後の生活を見据えて、学校等と連携しながら、相談援助や体験等の支援を計画的に行った場合に算定するものとしており、加算の対象としては、進路を選択する時期である高校2年生・3年生の就学児を念頭に置いておりますが、頂いた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
143	就労に向けた支援を促進することは、子どもたちにとっての放課後活動の意義を壊すものであり、自立サポート加算は、「障害があるが故に就労に備えよ」という施策であり、障害児に対する差別的取扱いとの評価もあり得るため、撤回すべき。	頂いた御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。

144	単位数が低い。	
<通所自立支援加算について>		
145	事業所間の移動支援を計画的に実施した場合や、片道のみ実施した場合は算定が可能か。	本加算は、指定放課後等デイサービス事業所において、障害児に対して、学校・居宅等と事業所間の移動について、自立して通所が可能となるよう、職員が付き添って計画的に支援を行った場合に算定するものですが、詳細については、今後運用に当たっての留意事項等を各自治体にお示しする予定です。
146	3ヶ月の上限期間ではなく継続的に加算できるようにするべき。	頂いた御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
147	通所中に事故があった際はどのように対応するべきか。	本加算の算定に当たっては、個別に配慮すべき事項その他の通所に係る支援を安全かつ円滑に実施する上で必要となる事項について、個別支援計画に位置付けることや、加算対象児の安全な通所のために必要な体制を確保した上で支援を行うこと等を求めることとしており、障害児の安全を十分に確保することを前提にして頂く必要があると考えております。
148	学校・居宅等と事業所間の移動に職員が付き添って支援を行うため、職員1名は同行のため事業所に不在となるが、事業所にいる職員は2名の配置を求められるのか。また、実施時間は営業時間中に限るのかなど、算定時のルールについて明示いただきたい。	詳細については、今後運用に当たっての留意事項等を各自治体にお示しする予定です。
居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援について		
<訪問支援員特別加算について>		
149	訪問支援員の経験年数を短くするべき。	頂いた御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
150	児童発達支援管理責任者の要件に準ずる資格や経験と考えるとよいか。	訪問支援員特別加算の対象となり得る職種は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、看護職員、児童指導員、児童発達支援管理責任者、サービス管理責任者、心理担当職員又は相談支援専門員とお示ししております。

151	医療機関における経験を評価すべき。	
152	作業療法士等の従事年数は、保育士等とは別で考え、経験場所として医療機関や介護福祉事業も対象としていただきたい。	<p>本加算は、障害児通所支援事業、障害児相談支援事業又は障害児入所施設等の従事者等として一定の業務従事歴がある者を配置し、当該者が指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合に算定するものであり、具体的な業務従事歴としては、</p> <p>① 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士又は看護職員の資格を取得後、障害児に対する直接支援の業務、相談支援の業務その他これらに準ずる業務に従事した期間</p> <p>② 児童指導員、児童発達支援管理責任者、サービス管理責任者、心理担当職員又は相談支援専門員として配置された日以後、障害児に対する直接支援の業務、相談支援の業務その他これらに準ずる業務に従事した期間</p> <p>を規定しているところであり、詳細については、今後運用に当たっての留意事項等を各自治体にお示しする予定ですが、頂いた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
153	訪問支援員の業務従事年数としては、実務日数とは異なる方法でカウントすべき。	頂いた御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
<多職種連携支援加算について>		
154	他職種を配置し、他職種連携による支援とは具体的にどのような支援を指しているのか。配置するだけでなく「連携」するということだと理解するが、アセスメント記録や支援記録で評価してもらえるものなのか。	<p>本加算は、障害特性やこどもの状態に応じた適切な支援を行う観点から、複数の職種の異なる訪問支援員（専門性により事業所における配置・役割が異なる者）が支援を行った場合に、算定するものですが、今後運用に当たっての留意事項等を各自治体にお示しする予定です。</p>
<その他の加算等について>		
155	保育所等訪問支援のサービス提供時間の下限設定について、幼稚園の活動を例にとっても、ひとつの活動が短くても20分ほどで設定されていますし、活動の前のお支度やお片付け、教室移動などの時間を考えると下限である30分では5領域のニーズを把握して、方針を考えて、ご家族や訪問先に共有することは難しいため、1時間超に変更すべき。	<p>御指摘の30分については、あくまでも保育所等訪問支援のサービス提供時間の下限であり、個別の支援内容に応じてサービス提供時間を設定することが必要と考えておりますが、頂いた御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>

156	保育所等訪問支援の自己評価結果等未公表減算について、評価表はあるのか。また、インクルージョン推進のため、訪問先評価を行ってもよいか。受入れ拒否施設を公表してもよいか。	詳細については、今後運用に当たっての留意事項等を各自治体にお示しする予定です。
157	保育所等訪問支援の自己評価結果等未公表減算について、訪問先が拒否している場合には関わることをできないため、訪問したくてもできない場合に対しての評価も行うとともに、訪問先が受入れ拒否できない仕組みを作っていただきたい。	
障害児相談支援について		
158	障害児相談支援で、「要医療児者支援体制加算」などの三つの体制加算は、現に該当利用者が一人でもいれば、体制加算の1をどの利用者にも算定できるのか、或いは当該利用者のみが1の算定となるのか。	要件に該当すれば、全ての利用者について算定されません。
159	相談支援の加算の仕組みがややこしい。 取り損ねる可能性もある上に、事務が煩雑になる。 小規模の事業者でも対応できるよう、事務の負担が大きくなるように、根本的に加算の考え方を変換するべき。細かな加算をつけるのではなく、基本単価を大幅にあげるべき。	頂いた御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
160	障害児相談支援について、基本報酬の見直し、各種加算の見直し、適切な相談支援の実施、他機関連携、医療との連携、高い専門性、人材の確保、ICTの活用、離島や過疎地などにおける取り扱い、最善の利益の保障・インクルージョンの推進、報酬改定の先の目指しているものは良く分かるが、実際に多くの障害児が利用する各種サービスを提供している障害児通所支援事業所の量ばかり増え質が伴っていない現状で、求められている相談支援の役割は全うできない（結局のところ、空き事業所を探してくれる業者となっている）。 障害児通所支援のサービスの質の担保が喫緊の課題であり、そのときどきにおける科学的根拠に基づいた実践による考え得る最高水準のサービスが提供される仕組みが先でない限り、障害児相談支援に手を入れても何も変わらない。	

※上記のほか、89件の今回の意見募集に関係ない御意見をいただきました。